

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度
計画主体	岩美町

岩美町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名	岩美町役場産業建設課
所在地	岩美郡岩美町大字浦富675-1
電話番号	0857-73-1562
FAX番号	0857-73-1590
メールアドレス	sangyou@iwami.gr.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ（以下「シカ」という）、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス」という）、ヌートリア、アライグマ、ツキノワグマ（以下「クマ」という）
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	岩美町全域

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被　害　の　現　状		
	品　目	被　害　数　値	
		面積（a）	金額（千円）
イノシシ	水稻	362	3,978
	野菜類など	—	—
シカ	麦	32	354
	水稻	—	—
カラス	梨	—	—
ヌートリア	水稻	—	—
アライグマ	水稻、イチゴ	—	—
クマ	柿、栗、梨	—	—

（2）被害の傾向

○イノシシ

捕獲頭数は平成28年度の509頭をピークに年々増加傾向にあったが、平成29年度には対前年度比で約半数となっている。しかしながら、依然として個体数は高止まりの状況が続いているものと推測される。水稻を中心に野菜類、イモ類で農作物被害が発生しており、加えて掘り起こしによる農地や畦畔、道路等への被害も発生している。山間部は侵入防止柵等の整備が進んでいるが、対策を行なっていない沿岸地域の農地にも出没しており、被害額は増加傾向にある。

年　度	H25	H26	H27	H28	H29
被害額(千円)	2,723	2,469	3,052	3,279	3,978
被害面積(a)	230	592	344	298	362

○シカ

鳥取県東部では捕獲頭数が急激に増加しており、本町においても平成25年度以降、捕獲頭数の増加が著しく、今後も被害の拡大が予想される。特に山間部において被害の割合が高くなっている、近年では野菜類の畠や水稻の被害が発生している。被害の多い山間部で侵入防止柵の整備が進んでいる一方、対策が行なわれていない地域への被害拡大が懸念される。

○カラス

野菜類への被害が主で、梨等の果樹被害も発生している。また、過去には牛舎に侵入し、牛に危害を加える行為が発生している。今後も注意が必要である。

○ヌートリア

過去には水稻、野菜類で被害が発生しており、捕獲頭数も増加していることから、今後も被害の発生が予想される。

○アライグマ

過去には果樹、野菜類の食害が発生している。住宅地周辺など生息域の拡大がみられ、家屋への侵入等の被害も発生している。今後も被害の拡大が予想される。

○クマ

被害発生地は南部の山間部がほとんどで、過去には梨等の食害が発生している。際立った農作物への被害は常態化していないが、農地での目撃事例もあり、今後も被害の発生が予想される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成29年度）	目標値（平成33年度）
イノシシ (水稻、野菜類)	362a 3,978千円	181a 1,989千円
シカ (麦、水稻)	32a 354千円	16a 177千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に 関する取 組	<p>(捕獲体制)</p> <p>獵友会員に有害鳥獣捕獲許可を発行し、獵友会の協力を得て捕獲体制を整備している。</p> <p>平成27年度より、狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の一部を助成し、捕獲従事者の負担軽減を図っている。</p> <p>○イノシシ、シカ</p> <p>集落ごとに要望を取りまとめ、捕獲檻や箱わな等の整備費用の一部を助成している。希望する獵友会員には、くくりわなを1基配布し、捕獲体制を</p>	<p>(捕獲体制)</p> <p>狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の助成制度により獵友会員は以前と比べ増加しているが、銃猟免許取得者がいない地域もあり、引き続き捕獲従事者の養成・確保が必要。</p> <p>○イノシシ、シカ</p> <p>捕獲後の処分の問題(労力、負担の増加)。シカに関しては、取組集落が少ないため活動範囲が拡大している。また、鳥獣の隠れ家となりうる藪等の</p>

	<p>強化している。シカに関しては、平成25年度から緊急捕獲事業を活用し、捕獲の強化に取り組んでいる。</p> <p>○クマ 第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画に基づく捕獲、ゾーニング管理による学習放獣及び殺処分を行なっている。また、町内小中学生にクマ鈴を配布し、被害の防止に取り組んでいる。</p> <p>○カラス 銃猟捕獲従事者へ捕獲許可を発行し、捕獲活動に取り組んでいる。 カラスの餌付けとならないよう、くず野菜、くず果実等は処分するよう指導している。</p> <p>○ヌートリア、アライグマ 一般農業従事者に対する捕獲講習会を実施し、捕獲従事者の確保を図っている。</p>	<p>刈り込みや緩衝帯の整備について、十分な促進がなされていない。</p> <p>○クマ 集落周辺で出没が多発する場合や人身被害が想定される場合に備え、第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画に基づく段階的対応が実施できる体制を整備しておくことが必要である。</p> <p>○カラス 猟銃を発砲できない区域にカラスが滞在しており、駆除が進みにくく、箱わなの整備が必要である。 テグスや防鳥網の設置等の対策も行なわれているが、いずれも個人単位の対策にとどまっている。</p> <p>○ヌートリア、アライグマ 防除実施計画捕獲従事者の人数は増えているが、捕獲活動実績に反映されていない。</p>
防護柵の設置に関する取組	<p>鳥取県鳥獣被害防止総合対策事業（国事業）及び鳥取県鳥獣被害総合対策事業による、侵入防止柵等の設置を行なっている。また、侵入防止柵の設置が飛び地とならないよう、集団的な取り組みを指導している。</p>	<p>集落からの要望により、侵入防止柵で農地を囲う取り組みを行なっているが、里部での集落一体的な整備が進んでいない。 また、整備後の管理等の問題により、緩衝帯設置の促進ができていない。</p>

(5) 今後の取組方針

○全鳥獣対象

正確な被害状況の把握と発生要因の分析を行ない、的確で効果的な対策を実施する。また、対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、速やかに対策を講じる。

○捕獲従事者の養成・確保

捕獲を担う従事者の高齢化が進み、実働人員の減少が懸念されるため、新たな従事者

の育成・確保対策を推進する。また、狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の一部を助成することで、捕獲従事者の負担軽減・確保を図る。

○銃猟者の確保

農作物の被害軽減のため侵入防止柵の整備と併せ、鳥取県東部1市4町（鳥取、岩美、八頭、若桜、智頭）と関係団体で平成28年度に整備した射撃場を活用するなど、銃猟者確保に努める。

○獣肉の活用

捕獲したイノシシ、シカは埋設等による処理が行われており、狩猟期を中心に一部が自家消費されている。その他の活用方法については、鳥取県東部で設置している「いなばのジビエ推進協議会」の中で検討していく。

【各鳥獣に対する取組方針】

○イノシシ

里部での侵入防止対策を積極的に推進し、侵入防止柵の設置が飛び地とならないよう、集団的な取組を推進する。

また、農地と山林を明確化するため、隠れ家となりうる藪等の刈り込みや緩衝帯の整備を促進する。

○シカ

集団的な取り組みを推進するとともに、侵入防止柵及び緩衝帯の整備を促進する。

また、個体数の増加を抑えるため、捕獲活動への支援を行ない、捕獲の強化に取り組む。

○カラス

カラスの餌付けとならないよう、くず野菜、くず果実等の処分を推進する。銃や箱わなによる捕獲のほか、テグスやネットの整備を推進するとともに、一斉捕獲及び追い払いにより、農作物に寄せ付けない対策を行なう。

○ヌートリア、アライグマ

防除実施計画に基づき年間を通じた捕獲を実施し、地域からの排除を目的とした捕獲対策を強化する。

また、一般農業従事者に対する捕獲講習会等を実施し、捕獲数の増加を図る。

○クマ

侵入防止柵の設置はもとより、集落に近づけさせない取組を推進し、捕獲する場合は、第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画に基づき実施し、集落に近づけさせない取組を推進する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲業務について、町は岩美町猟友会と連携した有害鳥獣の駆除捕獲を行なっており、今後も猟友会と連携しながら駆除捕獲に取り組む。

【猟友会会員構成状況】 45人（銃猟従事者2人、わな猟従事者38人、銃及びわな猟従事者5人）（平成31年2月28日現在）

また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来種防除計画を策定し、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。

【捕獲従事者の登録状況】 150人（平成31年2月28日現在）

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
平成 31年度	イノシシ シカ カラス クマ	<ul style="list-style-type: none">・狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の助成による負担軽減及び人材確保・シカの一斉駆除・箱わな、くくりわなの整備・射撃場の活用
	ヌートリア アライグマ	<ul style="list-style-type: none">・捕獲講習会の開催による人材の確保・箱わなの整備
平成 32年度	イノシシ シカ カラス クマ	<ul style="list-style-type: none">・狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の助成による負担軽減及び人材確保・シカの一斉駆除・箱わな、くくりわなの整備・射撃場の活用
	ヌートリア アライグマ	<ul style="list-style-type: none">・捕獲講習会の開催による人材の確保・箱わなの整備
平成 33年度	イノシシ シカ カラス クマ	<ul style="list-style-type: none">・狩猟免許取得及び狩猟登録に係る経費の助成による負担軽減及び人材確保・シカの一斉駆除・箱わな、くくりわなの整備・射撃場の活用
	ヌートリア アライグマ	<ul style="list-style-type: none">・捕獲講習会の開催による人材の確保・箱わなの整備

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設置の考え方

○イノシシ

過去の実績から年間 410 頭を計画数とする。水稻被害が主であり、町全域で捕獲を実施する。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
捕獲数	305	139	151	254	288	409	509	258	326

○シカ

捕獲頭数が増加傾向にあることから年間 500 頭を計画数とする。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
捕獲数	43	39	69	87	204	195	265	333	411

○ヌートリア

目撃情報及び捕獲数の増加により、年間 60 頭を計画数とする。地域からの完全排除を最終目標とする。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
捕獲数	18	18	12	32	66	39	105	86	31

○アライグマ

目撃情報及び捕獲数はまだ少ないので、年間 30 頭を計画数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
捕獲数	6	33	7	11	21	9	42	15	10

○カラス

過去の実績から年間 20 羽とする。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
捕獲数	9	6	8	1	1	0	0	0	2

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
イノシシ	410 頭	410 頭	410 頭
シカ	500 頭	500 頭	500 頭
ヌートリア	60 頭	60 頭	60 頭
アライグマ	30 頭	30 頭	30 頭
カラス	20 羽	20 羽	20 羽

捕獲等の取組内容	
(岩美町全体)	
○イノシシ、シカ	
・捕獲手段：くくりわな、箱わな及び銃器を基本とする。	
・実施予定時期：通年	
○ヌートリア、アライグマ	
・捕獲手段：箱わなを基本とする。	
・実施予定時期：通年	
○カラス	
・捕獲手段：猟銃及び箱わなによる捕獲を行なう。	
・実施予定時期：通年	

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

整備計画の設定の考え方						
侵入防止柵が整備されていくに従い未整備地に被害が移行していくので、今後も継続して計画的・効果的な整備を進める。						(単位：m)
柵の種類	対象鳥獣	H26	H27	H28	H29	H30
ワイヤーメッシュ	イノシシ、シカ、クマ	1,500	940	7,105	8,471	585
電気柵		0	0	0	3,900	4,890
複合柵		0	0	0	0	1,985

対象鳥獣	整備内容		
	平成31年度	平成32年度	平成33年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ 3,000m 電気柵 2,000m	ワイヤーメッシュ 3,000m 電気柵 2,000m	ワイヤーメッシュ 3,000m 電気柵 2,000m
シカ、クマ	複合柵 1,000m	複合柵 1,000m	複合柵 1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31	全鳥獣対象	・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・緩衝帯の設置 ・町広報、防災無線等による注意喚起
32	全鳥獣対象	・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・緩衝帯の設置 ・町広報、防災無線等による注意喚起
33	全鳥獣対象	・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去

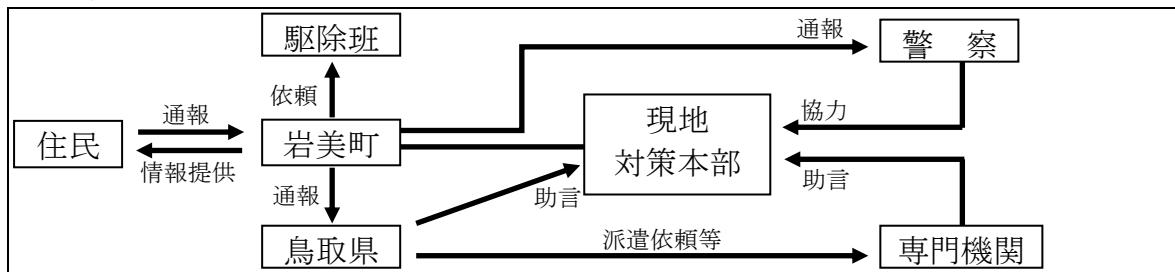
		<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯の設置 ・町広報、防災無線等による注意喚起
--	--	--

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
岩美町	住民の安全確保対策、対策本部の設置、駆除班の編成
鳥取県	研究機関等専門家の現地派遣、対策本部・駆除班への助言等
警察	現場周辺のパトロール、交通整理、広報活動、警戒活動

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設により処理を行なうほか、食肉等としての有効活用を推進するとともに、自己処理が困難な場合には近隣市町村の焼却処理施設への搬入を促す。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

「いなばのジビエ推進協議会」の取組みにより食肉等としての有効活用を推進する。また、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用についても積極的に協力する。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	岩美町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
鳥取いなば農業協同組合岩美支店	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報に関すること ・被害防止に関すること
岩美町獣友会	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲体制に関すること ・被害防止に関すること
岩美町自治会長会	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報に関すること

岩美町	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営に関すること ・被害防止に関すること ・捕獲対策に関すること
-----	---

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県農林水産部鳥獣対策センター 鳥取県東部農林事務所農業振興課	○全体計画の支援に関すること
鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	○全体計画の支援に関すること
鳥取県元気づくり総本部東部振興課	○全体計画の支援に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊の設置について、町は猟友会と連携した捕獲体制をとっているため、捕獲以外で農地への被害を防止するための追い払い活動を目的として設置に取り組む。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

侵入防止柵等の正しい設置方法や設置後の適切な管理の徹底等を農家の方に再度周知する。